

税

市・府民税の申告

2月16日(月)～3月16日(月)
午前8時45分～午後5時15分
(土・日・祝日除く)



◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

種類	廃車手続先
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	市役所課税課 ☎072-433-7254
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 和泉市伏屋町1-13-3 ☎050-3816-1842
自動二輪車 (125ccを 超えるもの)	和泉自動車検査登録事務所 和泉市上代町官有地 ☎050-5540-2060

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

健康

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

◆市・府民税申告の電子化
令和8年度
申告分から電子化を開始しました。
マイナン
バーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから申告手続きが可能です。
問合せ先 課税課 ☎07・433・7250

ほっすピタルかいづか

☎072-422-5865

小児アレルギー 症状の特徴と早期発見・早期対応

生まれつきの「かさかさ・ぶつぶつ・かゆみ」、離乳食開始後の「湿しん」や「おう吐」、実はアトピー性皮膚炎や食物アレルギーかもしれません。

ーこんな症状はありませんか？ー

- ・乳児期から、かゆみを伴うぶつぶつ・かさかさが続いている
- ・離乳食を始めたら、食後に肌が赤くなったり湿しんが出る
- ・卵や牛乳を食べた後、口のまわりが赤く腫れる



ー早期発見・早期対応が大切ですー

乳児期の食物アレルギーは、適切な診断と対応により、多くの場合で改善が期待できます。一方で、自己判断で特定の食品を長く除去し続けると、

- ・成長や栄養バランスへの影響
- ・食物アレルギーが治りにくくなる可能性
- などのリスクがあります。

ー当院のアレルギー診療の特徴ー

- ・小児アレルギー専門医による丁寧な診察
- 問診・血液検査・必要に応じた食物負荷試験を組み合わせ、一人ひとりに合わせた診断を行います。
- ・継続的なフォローアップ

「食べられる食品」を少しずつ安全に増やしていけるようサポートします。

「これってアトピー性皮膚炎？食物アレルギー？」という小さな疑問でも大丈夫です。まずは気軽にご相談ください。子どもの健やかな成長を、当院の小児科・アレルギー専門チームが全力でサポートします。

市立貝塚病院 小児科副部長 山崎晃嗣

貝塚市医師会

☎072-423-4130

化学物質過敏症

化学物質過敏症では、最初に微量の化学物質に接するとアレルギー疾患でいう感作と同じような状態となり、二度目に同じ物質に接すると過敏症状を来します。さらに微量の化学物質に反復して接すると体内に蓄積し慢性的な症状を来するという中毒性疾患に近い性格も兼ね備えています。未解明の部分が多い疾患ですが、アレルギー症状、中毒性症状が複雑に絡み合っている疾患であると考えられています。

症状は頭痛・関節痛・筋肉痛・全身倦怠(けんたい)感・不眠・便秘・動悸・かゆみ・微熱・皮膚の紅斑など多岐にわたっています。診断は症状・検査所見に特徴的なものがないため難しく、問診を詳細に行っていく必要があります。治療法は確立していませんが、できるだけ接触する原因物質の量を少なくし、除去します。同時に適切な食事をし、適度な休息・睡眠をとり、毎日適量な運動をし、精神的ストレスを避けて、健康状態をベストに保つようにします。

最後に自分にとって快適なおいでも、不快に感じる方がいることにご理解ください。

